

令和 6 年11月定例会 総務委員会（付託）

令和 6 年12月10日（火）

〔委員会の概要 公安委員会関係〕

福山委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。（10時32分）

直ちに議事に入ります。

これより公安委員会関係の審査を行います。

公安委員会関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところですが、この際、理事者側から追加提出議案について説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【追加提出議案】（説明資料（その2））

- 議案第20号 徳島県地方警察職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 議案第21号 徳島県会計年度任用警察職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

【報告事項】

な し

桑田警務部長

私からは、条例案について御説明いたします。

お手元の説明資料（その2）の3ページを御覧ください。

その他の議案等といたしまして、条例案が2件ございます。

アの徳島県地方警察職員の給与に関する条例等の一部改正についてにつきましては、本県の警察職員の給与について、人事委員会勧告に基づき給料月額の上上げなど令和6年度の改定とともに、令和7年度からの手当の支給対象の拡大などを行うものであります。

6ページを御覧ください。

イの徳島県会計年度任用警察職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてにつきましては、常勤職員の給与との均衡を考慮し、本県の会計年度任用警察職員の給料の改定について必要な事項を定めるなどの改定を行うものであります。

追加提出案件の御説明は以上でございます。

なお、報告事項はございません。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

福山委員長

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

山西委員

私からは1点質問させていただきたいと思います。

事前委員会でも御報告いただいているところですが、去る11月9日の夜に、本県を含む四国36万戸で大規模停電が発生したところであります。

そこで、県内の複数箇所で信号機が滅灯する、つまり信号機が消えてしまう事態が発生したところでありますが、多くの警察官が手信号で交通整理に当たったということでありまして、大きなトラブルもなく復旧に至ったと承知しております。

信号機につきましては、災害等により電力がストップした際に自動点灯する信号機を一部整備していると伺っておりますが、今回の停電でそういった信号機がしっかりと作動したのかどうか。自動点灯する信号機が県内にどれぐらい整備されているのか。そういったところをお伺いしたいと思います。

田村交通部参事官兼交通企画課長

停電対策済みの信号機の稼働状況などに関する御質問を頂きました。

11月9日の夜に発生いたしました大規模停電の際には、県内で200か所を超える交差点等の信号機が滅灯したことに伴いまして、警察官が交通整理を行うなどの対応をしたところでございます。

停電時における信号機の電源確保対策といたしましては、主としてディーゼルエンジンを内蔵した自家発電タイプの自動起動型電源付加装置とリチウムイオン電池を用いたバッテリータイプの静止型電源付加装置の2種類があり、いずれも停電したときに自動で電力を供給し、信号機を正常に作動させるものでございます。

現在、県警察では、交通の安全と円滑化を図るため、これらの装置を主要交差点に整備しており、具体的には自動起動型電源付加装置を36交差点、静止型電源付加装置を172交差点に配備いたしまして、対策を講じております。

さきの大規模停電時において、停電対策済みの信号機は正常に作動しておりました。

山西委員

200か所を超えているということですから、県内で全体の信号機の総数が恐らく1,000基は超えているんだろうと思いますが、そのうち、おおむね2割はこういうふうに自動で点灯するというので、随分その比率が上がってきている実感はありますが、それでも2割程度ですから、多くの信号機はやはり動かなかったという状況だと思います。

特に夜間の場合、暗闇で交通整理をすることになりますと、警察官が事故に巻き込まれるリスクも随分と高まってまいりますので、そこはかなり危惧している状況です。

災害などの際、交通整理は自動点灯する信号機で対応可能だと思いますけれども、災害時には警察官にしかできない活動も多いわけでありまして。災害時のパトロールや情報収集あるいは救助活動に、基本的には警察官の皆さんには当たっていただきたいと望むところです。

今後、自動で点灯する信号機の更なる増設を求めていると思いますが、御所見をお伺いしたいと思います。

田村交通部参事官兼交通企画課長

停電対策済みの信号機の設置方針に関する御質問でございます。

県警察では、災害時等における停電時の交通の安全と円滑化を図るため、これまでも県内の主要幹線、幹線道路の主要交差点等におきまして、さきの電源付加装置の整備を進めてきたところでございます。

令和6年度は、自動起動型電源付加装置5基及び静止型電源付加装置5基の計10基を整備することとしております。

まずは、幹線道路の主要交差点を対象といたしまして対策を講じるなどして、引き続き計画的に整備を進めてまいります。

山西委員

予算に限りもありますので、一気に難しいだろうと思いますが、やはりいかに計画的にポイント、ポイントで設置していくかが重要になるかと思っています。

本年6月に緊急輸送道路の見直しが行われておりますので、緊急輸送道路を中心に、交通量、あるいは地域事情等々を勘案して、それらを反映する形で計画的に増設をお願いしておきたいと思っています。

それから、基本的に自動の信号がどこにあるのかは公表していないと伺っております。いろいろと調べてみますと、全国の都道府県警察の中でもほとんど公表していないということで、答弁は要りませんが、これもちょうと検討していただいて、公表できるのであれば、しっかり県民の皆さんにこの信号は自動で動きますというのを公表することで、例えば市町村が作成するハザードマップとかにも落とし込んでいくと、いざ発災時に避難するときに、住民の皆さんも、どこの信号機が停電時でも動くのかっていうのを知った上で避難経路を考えることができるのではないかと考えています。

その辺はどこまで公表できるのかは整理をしつつ、しっかりと県民の皆様方に知らせるというのも、私は重要でないかと思っておりますので、そこは今後しっかり検討していただきたいと要望して、私の質問を終わります。

岡田（晋）委員

私からは、阿波吉野川警察署の浸水対策についてお聞きします。

去る9月議会の総務委員会において、警察本部長から阿波吉野川警察署の整備場所については農業研究所旧鴨島分場に決定したとの報告がありました。

一日も早い整備をお願いしたいところですが、移転場所については地元などから河川氾濫時における庁舎の浸水を心配する声が上がっていると思います。

過去の河川氾濫の記録を確認したところ、吉野川市役所前道路は冠水し、付近住宅などに大きな被害が発生しましたが、一方で吉野川市役所は浸水に対して問題はありませんでした。

私も気になり、9月に地盤の高さをレベルで調査したところ、移転先の農業研究所旧鴨島分場の敷地は、吉野川市役所のイベント広場より約30cm低いことが分かりました。

警察署の整備を進めていく上では、過去の浸水被害を踏まえた対応をすべきと考えますが、県警ではどのような計画を進めていくのか教えてください。

富永警務部参事官兼会計課長

ただいま岡田委員より、阿波吉野川警察署の浸水対策についての御質問を頂きました。

移転先でございます旧農業研究所鴨島分場につきましては、吉野川や飯尾川氾濫時の浸水想定区域内にあり、過去には周辺におきまして台風等の影響により浸水したことがあると承知いたしております。

新庁舎の浸水対策につきましては、過去の浸水被害や周辺の庁舎の状況なども踏まえた上で、平時有事を問わず警察活動の拠点として機能できますよう、必要な措置について万全を期してまいる所存でございます。

岡田（晋）委員

災害時などの警察活動に支障が出ることがないように、しっかりと浸水しない災害に強い警察署の建設計画を立ててもらいたいと思います。

また、農業研究所旧鴨島分場の敷地内には、かつて同施設で行われていた養蚕業に関する研究を記念する石碑が設置されています。農業研究所旧鴨島分場は、蚕糸の研究所として代々引き継がれてきた経緯があり、歴史のある建物です。石碑は現在、敷地南側に設置されておりますが、地元では大切な存在であり、非常に思い出のある物です。

このような歴史的な石碑を残すことは当然だと考えますが、県警のお考えをお聞きします。

富永警務部参事官兼会計課長

ただいま、旧農業研究所の石碑に係る御質問を頂きました。

新庁舎の移転先であります旧農業研究所鴨島分場には、養蚕業に関する石碑が建てられていることは承知しております。

県警察といたしましても、その土地の歴史や文化を後世に引き継いでいくことは重要であるものと認識をしております。

今後、関係部局との協議の上、石碑の在り方を十分検討してまいる所存でございます。

岡田（晋）委員

現在農業研究所旧鴨島分場を所管している部署とも調整していただき、是非とも石碑については存続、保存していただき、加えて、もっと石碑を際立たせるような特別な方法での存続の要望をしておきます。

次に、警察官舎の整備状況についてお聞きします。

警察官は、その業務の特殊性から勤務時間が不規則になったり、事案によっては呼出しがあつたりするなど、常に厳しい勤務に耐えながら、私たち県民の安心安全を守ってくれています。

このような厳しい仕事だからこそ、警察官の生活環境を整えることは非常に大切であり、居住環境の充実も重要な点であると考えております。

警察官の中には、独身や単身赴任などにより官舎で生活されている方も多いと思います。居住環境を整備するという観点においても、また働く意欲向上にも関わり、快適な生活に

もつながる警察官舎の環境充実を図ることは大切と思います。

まず、県内の警察官舎の現在の配置と整備状況、そして今後の計画について教えてください。

富永警務部参事官兼会計課長

ただいま、県内の警察官舎の整備状況につきましての御質問を頂きました。

現在、県警察が使用しております職員宿舎等は、全警察署管内に27施設ございまして、これまで老朽宿舎の運用停止や集約を進めてきたことにより、築後40年以上の宿舎は2施設のみとなっております。

今後も警察業務の特殊性に鑑み、警察署等の周辺に居住する職員の住居として、必要な職員宿舎は確保していくべきと認識しております。

岡田（晋）委員

現在、運用中の官舎で、築後40年以上の官舎は2施設のみということで、また今後も一定程度の官舎は維持していく考えであることが分かりました。

官舎に住むのであれば、勤務する警察署の管内にある官舎に住んでほしいと思っていますので、住みたいと思えるような住居の環境整備を進めてほしいと思います。

同時に、警察官は勤務する警察署から一定範囲内に居住しなければならないといった決まりがあると聞いたことがあります、それに関しての規定や規則はあるのでしょうか。あれば、内容を教えてください。

田中警務部参事官兼警務課長

警察官の居住範囲についてでございます。

県警察におきましては、警察官について夜間休日の緊急呼出しに対応できますよう、居住範囲について一定のルールを定めてございます。

具体的に申しますと、警察署の幹部を除く警察官は警察署から40km以内かつ60分以内に参集できる区域、また幹部警察官は事案認知時に速やかに出勤して状況把握や指揮ができますように、警察署長は署の公舎、刑事課長等は警察署から20km以内かつ30分以内に参集できる区域としております。

その上で、可能な限り署員を緊急呼出しすることなく、迅速に事案対処できるよう、警察署の統合による当直体制の強化や、複数の警察官が24時間勤務に就きます交番の整備等に取り組みまして、地域の治安確保に空白が生じない体制を確保しているところでございます。

また、平成31年春の定期異動以降、職員の生活基盤を安定させることを目的といたしまして、本人が希望するエリアに優先配置いたしますエリア異動を実施しておりまして、例えば岡田委員の地元の阿波吉野川警察署の場合でありましたら9割以上の警察官が管内居住、又は隣接する警察署管内で居住しておりまして、そのうち約10名が自署管内の官舎に入居してございます。

かつては多くの警察職員が単身赴任している実態もありまして、職員のワーク・ライフ・バランス確保の観点から適宜見直しを進めてきたところでございます。

今後も職員のワーク・ライフ・バランスの確保に配慮をしつつ、地域の治安確保に空白が生じない体制を整備してまいりたいと考えております。

岡田（晋）委員

聞くとところによると、一部の警察官舎のトイレにはウォシュレットの設置がなく、自身で購入して設置した者もいると聞いておりますが、今の時代、民間企業では考えにくい部分もあります。

新しく整備される官舎もあると思いますが、先ほど築後40年を超える古い官舎もあるということでした。

私も鴨島町交番の前をよく通りますが、交番の前にある官舎もリフォームされているとはいえ老朽化は否めません。建物全体の設備や生活空間をきれいに整えることにより勤務意欲の向上につながると思います。

そのためにも、環境改善の必要があると思いますが、リフォームの基準について、どのようなになっているかお聞きします。

富永警務部参事官兼会計課長

警察官舎のリフォームの基準についての御質問でございます。

県警察におきましては、令和2年3月に徳島県警察施設長寿命化計画を策定いたしまして、施設の長期的な運用に向けた取組を推進しております。

宿舎につきましても同計画に基づきまして、施設の定期的な点検を実施し、安全性、劣化状況を確認の上、適した改修時期や内容を判断することとしております。

なお、経年劣化による室内の壁紙の張り替えや水回りの設備の不具合といった、比較的小規模の修繕につきましても、居住者からの連絡があった際などに速やかに実施し、宿舎の居住環境の改善や確保に努めておるところでございます。

岡田（晋）委員

繰り返しになりますが、日々県民のために治安を守ってくれている警察官の居住環境は非常に大切なことであると思います。

今後、既存の官舎をリフォームする際や新規で官舎を整備する際は、例えばウォシュレットを標準装備するなど、生活環境の改善を更に進めてほしいと思います。

また、既存の便器にもウォシュレット付きの便座が簡単に取り付けできますので、リフォーム時に限らず、早急に生活環境改善の取組を進めていただくことを要望します。

最後に、警察官の配置基準についてお聞きします。

6月議会でも触れましたが、今年度鴨島町交番の配置員が3分の2に減らされており、交番で対応していただく事案について人員不足が原因で随分と遅れが生じ、大変困惑したことがありました。

また、減員される前までは、必ず参加してくれていた交番すぐ南の国道で行っている、春と秋の交通安全キャンペーンに、私も毎回交通安全協会支部員として参加していますが、これにも来てくれないことが多くなりました。

正確に言いますと来られなくなったかと思います。二人体制では現場もあり、出ること

が大変難しいと思います。

この度、阿波吉野川警察署が鴨島町に整備されることになりましたが、管内の事件事故の多くが鴨島町で発生していることも移転整備となった理由の一つと聞いております。

しかしながら、阿波吉野川警察署については、6月の総務委員会で要望したにもかかわらず、警察学校から卒業する新任警察官の配置もなかったわけであり、私自身、地元の方への説明に苦慮している状況です。

事件や事故の多い警察署の人員を厚くするのは当然と思いますが、どのような基準の下で警察官を配置されているのかお聞きします。

田中警務部参事官兼警務課長

6月議会総務委員会におきましても答弁させていただきましたとおり、警察官の配置につきましては、限られた人的リソースを有効に活用いたしまして、様々な治安課題に対して警察の総合力を最大限発揮できますよう、原則として毎年4月に見直しを行っております。

例えば、令和6年度について申し上げますと、刑法犯認知件数や交通事故発生件数などの各種統計、指標のほか、サイバー空間における脅威に対処していく必要があるなど、今後の治安事象も考慮した上で各所属の体制の見直しを行ったところでございます。

引き続き発生する各種犯罪・事故に的確に対処いたしまして、県民の安全確保ができませんよう組織体制の不断の見直しに取り組んでまいります。

また、質問にもございましたけれども、警察学校を卒業した新任警察官の配置につきましては、各警察署の人員配置の状況や治安事象のほかに、本人の居住地や指導に当たる先輩警察官に適切な者がいるかといった人事配置上の観点も考慮の上で配置警察署を選定しているところでございます。

特に警察学校を卒業して3か月間は、先輩警察官によるマンツーマンの同行指導がなされるところでありまして、当該先輩警察官との相性などにつきましても個別具体的に検討の上、新任警察官の実務の向上と定着を図っていくことが肝要でございまして、結果的に阿波吉野川署に卒業配置がなかったことにつきまして、御理解いただけますようお願い申し上げます。

岡田（晋）委員

令和2年3月の徳島県警察地域警察再編計画によると、交番の統廃合などで廃止された駐在所もあります。

そのときの説明では、交番化による体制強化をアピールされていまして、大幅な人員減については解消を図るとともに、地元のキャンペーンなどへの積極的な参加や適切な警察官の配置をお願いしたいと思います。

また冒頭、阿波吉野川警察署について触れましたが、現在警察署がある川島町や山川町の住民の方が、地元から警察署がなくなる、離れてしまうことを心配されております。

移転するに当たっては、そういった方々の声にしっかりと耳を傾け、警察力の配分、警察官の配置に御配慮いただき、管内地域住民のニーズ等に柔軟に対応していただくことを要望して、私の質問を終わります。

東条委員

私からは、いじめ防止についてお伺いしたいと思います。

この度、県教育委員会でいじめ防止のための基本方針の改定をいたしました。犯罪行為として取り扱われているいじめは、直ちに警察に相談、通報することになっているんですけれども、具体的な事例というの盛り返まれているとお聞きしています。

これからは関係機関と、教育委員会も含めてですけれども、しっかり連携していただいて、いじめ防止に向けた対策を進めていただきたいと思いますので、いじめ対策について何点かお伺いいたします。

いじめに関する相談の多くは、学校が教育委員会に報告しているものがほとんどだと思うんですけれども、県警察にもいじめに関する何らかの相談や通報が寄せられていると思うんですが、最近その件数はどうなっているのか教えていただきたいです。

上田生活安全部参事官兼生活安全企画課長

県警に寄せられたいじめに関する相談件数の推移について御質問がございました。

令和に入ってから以降、県警察に寄せられたいじめに関する相談件数につきましては、令和元年中が39件、令和2年中が26件、令和3年中が42件、令和4年中が54件、令和5年中が38件となっております。

なお、令和6年10月末における相談受理件数につきましては34件となっております。

東条委員

ちょっと増えたり減ったりという状況かも知れませんが、先日こども未来・安心対策特別委員会で、警察における昨年中の校内での暴力事件で検挙件数が11件あったとお聞きしたんですけれども、教育現場でのいじめは学校内の問題だといって、学校自体が公にしないで学校内で解決しようという動きがすごくあると思うんです。

ですが、その行為が犯罪行為であれば、警察でしっかり対応していただきたいと思いますと思うんですけれども、そのような場合の警察の措置はどうされているのか教えてください。

上田生活安全部参事官兼生活安全企画課長

校内で犯罪があった場合の措置について御質問がありました。

学校におけるいじめ事案につきましては、教育上の配慮等の観点から一義的には教育現場の対応を尊重しつつも、犯罪に該当する行為があった場合には、被害児童等や保護者の意向、学校における対応状況等を踏まえて、警察として必要な対応を取っているところでございます。

特に被害者の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じている場合や、そのおそれがあるときは、迅速に捜査に着手し、被害者の保護、加害少年の検挙、補導措置を積極的に講じるとともに、加害少年の再非行防止を目的とした立ち直り支援などの措置を行うこととしています。

東条委員

即対応していただいていると。

先日、報道で見たんですけれども、県教育委員会、県や県警察、それから県議会の4者でいじめは駄目というような、いじめ防止に向けた共同宣言をされていました。

いじめ防止を啓発する取組と思うんですけれども、県警察で、この共同宣言に関してどのような取組を計画されているのか、具体的に教えていただきたいと思います。

上田生活安全部参事官兼生活安全企画課長

いじめ防止共同宣言に係る県警察の取組について御質問を頂きました。

学校におけるいじめ問題につきましては、これまでも学校や教育機関等と緊密な連携を図っているところでありますけれども、共同宣言を契機に更なる双方向の情報共有が図られることで、いじめ事案の早期発見が期待できると考えているところでございます。

また、共同宣言に係る県警察の取組につきましては、宣言の前後に教職員のいじめ事案対応への意識改革のために小中高校の校長会に出席いたしまして、各校長に対し、いじめ事案への取組姿勢について助言指導を行ったほか、今月17日には県内の全ての公立学校で行われるいじめ問題を考える一斉授業におきまして、保護者、児童生徒に向けたビデオメッセージを放映するなどの取組を行っているところであります。

県警察といたしましては、宣言にもあるとおり、いじめを決して許さないとの強い姿勢で臨み、引き続き的確な対応を推進し、いじめのない社会の実現に向けて取り組んでまいります。

東条委員

力強く答えていただきましたけれども、いじめは立派な犯罪で人権侵害です。絶対に許されるものではないと思います。

最近では、生徒同士のいじめだけではなくて、生徒から先生に対する暴力行為もあると聞いています。認知したいじめが犯行行為に該当する場合には、いじめを受けている人を守るためにも、また、先ほど言われた命を落とすなどの最悪なケースにならないためにも、警察が検挙や補導など早急な対応を取っていただきたいと思いますようお願い申し上げて、質問を終わります。

浪越副委員長

それでは、私から1問、状況確認、要望も含めて質問させていただきます。

以前、事前委員会でもありました首都圏で連続発生する強盗事件を受けた対応について、県内の相談受理状況をお聞きしたいと思います。

8月27日、さいたま市で発生しました合同捜査本部の対象事件は、11月3日の時点で約18件として報道されております。

そうした中、犯行グループは事前にリフォームなどの訪問業者を装って、下見をしてから犯行に及ぶということも報道されております。これは一つの社会問題となっているように認識しておりますが、県内においても不審な訪問販売業者が来たという不審者情報が報道、また事前委員会で本部長から多数寄せられているとのお話がございました。

この種の相談が、例えば、県内に警察署があると思いますが、その中で偏りがあるのか、

まず、皆さんがそういった相談を受けた中で特徴があるのかをお聞かせ願えますか。

上田生活安全部参事官兼生活安全企画課長

不審な訪問業者に関する相談等の特徴について御質問がございました。

いわゆる闇バイトを使った強盗事件につきましては、本年10月中旬から関連報道がなされ始め、そうした情勢を受け、県警察においてはタイムリーに防犯アプリや各種広報媒体により、これらの事件の手口紹介や、不審な訪問業者があった場合の通報などを呼び掛けているところでございます。

県内における不審な訪問業者等に関する相談件数につきましては、9月中が51件であったところ、10月中は146件と急増し、11月中にも175件と、多くの相談が寄せられているところでございます。

また、県内全域で相談が寄せられておりますが、特に徳島中央署、徳島名西署、徳島板野署、そして阿波吉野川警察署管内における相談件数の増加が顕著となっているところでございます。

県警察といたしましては、冒頭申し上げました防犯対策に関する広報啓発に加え、今回の一連の事件が発生した当初から、戸建て住宅街を中心としたパトロール活動や巡回連絡活動を強化しているところですが、引き続き県民が被害に遭わないよう対策を実施してまいります。

浪越副委員長

件数が増加した時期は、8月27日から18件とたくさん報道されたときに県民の一定の方々がそうしたことに不安を抱いているのが数字として表れているのかと、私はそのように認識しております。

また、エリアに関しましては、住宅街がたくさん、人口も含めているところで件数が増えているような流れだと思われそうですが、実は美馬、三好でも同じような、私個人的にも相談を受けることは多々ございます。

そうした中で、前の駐在所と交番で、長年にわたって県警で、先ほど岡田委員から出ました人員配置も含めていろいろ考えながら、この辺りを24時間パトロールしていただいている状況だと思われそうですが、池田町内の四国電力の1階にある交番近くの方からお話を聞きました。

今までは、なかなかそういったパトロールを見かけることが少なかった。ただ今回、住宅街のほうまでパトロールに来ていただいたおかげで、相談がしやすかったというようなこともございました。実際、その方からは、交番の方に相談しまして、きちんと対応していただけたということをお聞きしております。

ただ、やはりまだまだそういう方もいれば、そうでない方もいらっしゃいますので、対応を強化していただくと同時に、10月21日に中央署で一斉パトロールを始められたと思いますが、そうした中で継続していただきながら、まだ事件の解決に至っていないのと、不安に感じられている県民がいるのも事実でございます。

それと、消費者庁との情報共有をしていただきたい。なぜかという、クーリングオフの法律ができたのは、訪問販売により契約を強制的に合意させられたとか、いろいろなこ

とがあつてと思いますので、そうしたことも情報共有していただきながら対応していただけたらと要望させていただいて、終わります。

福山委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

公安委員会関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、公安委員会関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第7号、議案第20号、議案第21号

以上で公安委員会関係の審査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（11時09分）